


新型コロナウイルスワクチン接種情報

令和5年 春開始接種を実施します

初回接種（1・2回目）を完了した以下のかた	
対象者	<p>○高齢のかた（65歳以上）</p> <p>接種券は、接種間隔や年代に合わせて発送します。申請は必要ありません。                  令和5年1月以前にオミクロン株対応2価ワクチンを接種した                  80歳以上のかた▶4月24日(月)発送 / 75～79歳のかた▶4月27日(木)発送                  ※74歳以下のかたには、5月以降に順次発送します。</p>
	<p>○基礎疾患をお持ちのかた（5～64歳） 事前に発行申請が必要です</p> <p>下記の <b>申請方法</b> をご確認ください。                  ※重症化リスクの高い基礎疾患については、市ホームページまたはコールセンターでご確認ください。                  ※18歳以上の精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちのかた、5～17歳の小児慢性特定疾病医療受給者のかたは、申請不要です。</p>
	<p>○医療機関、高齢者施設、障害者施設従事者</p> <p>詳しくは、市から各事業所に個別にご案内しています。</p>

※お手元に未使用の接種券があるかたは、そちらをご利用ください。

申請方法

オンライン	下記二次元コードを読み込んでください。 	<b>保健所窓口</b> 月～金曜日（祝日除く） 8：30～18：00
	電話	接種専用コールセンター 月～土曜日（祝日除く） 9：00～18：00

■問合せ先はこちら

青森市新型コロナウイルスワクチン  
接種専用コールセンター

☎017-764-6539、  
017-752-0517

WEB予約は  
こちら▶



敷地や屋根の雪対策を  
支援します

市民や事業所などが、新たに敷地や屋根に雪対策工事を行うために必要な資金を金融機関から借りる際に、市が利子の全部または一部を負担します。対象となる工事は次のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

- 敷地にロードヒーティングや融雪槽、融雪機などを設置する工事
- 屋根に融雪設備を設置する工事

- 既存の屋根を無落雪の屋根に改修する工事

申問建築指導課（☎017-752-8193）、浪岡振興部都市整備課（☎0172-11116）へ



建築指導課 職員

市街化調整区域内のトラブル防止のためご相談を

- 市街化調整区域とは？  
都市計画法により市街化を抑制する区域で、規模の大小にかかわらず、開発行為や建築行為（用途変更も含む）が大きく制限されています。
- 事前にご相談ください！  
区域内で次のことを行う予定のかたは、市役所本庁舎建築指導課まで事前にご相談ください。

- 法令に違反すると監督処分等を受けることとなります
- 開発や建築（用途の変更、建物の取壊しも含む）
- 相続等で取得した土地・建物を利用する
- 区域内の土地・建物の売買（競売物件も含む）や貸借

申問建築指導課  
（☎017-752-8295）



掲載の内容は、3月20日時点の情報をもとに作成しています。イベント等は中止・延期・変更となる場合がありますので、最新情報は、各お問合せ先にご確認ください。

# 出産育児一時金 4月1日から支給額が引き上げられました

閩国保医療年金課 (☎017-734-5343)

出産育児一時金支給額のうち出産費用分は、原則として市から出産した医療機関などに直接支払われます。出産費用が支給額を下回った場合は、世帯主の申請で差額分が支給されます。

支給対象	青森市国民健康保険に加入しているかたが出産したとき ※国民健康保険以外のかたは、ご加入の健康保険にお問合せください。
支給額	▽産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合 妊娠22週以降…子ども1人につき50万円 妊娠12週以降妊娠22週未満…子ども1人につき48万8千円 ▽産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合 妊娠12週以降…子ども1人につき48万8千円
申請に必要なもの	国民健康保険被保険者証/世帯主と出産したかたのマイナンバーが分かるもの/世帯主名義の金融機関の通帳等(金融機関名、店名、口座番号等が分かるもの)/直接支払制度の合意文書/医療機関等が発行した出産費用明細書または領収書/母子健康手帳
申請方法	窓口または郵送で、国保医療年金課または浪岡振興部健康福祉課へ



## 国民健康保険加入者の一部負担金の減免

国民健康保険加入者が、災害や事業の休止、失業等により、一時的に生活が困難し、医療機関で支払う窓口負担(一部負担金)の支払が困難になった場合、一部負担金の減免または徴収を猶予する制度があります。事前に申請が必要となりますので、詳しくはお問合せください。

閩国保医療年金課

(☎017-734-5343)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1153)

## 農地を転用するには許可が必要です

農地を許可なく建物の敷地等に転用することは農地法違反となり、罰則の適用や原状回復等の命令を受ける可能性がありますので、事前に農業委員会へご相談ください。

閩農業委員会事務局

(☎017-761-4370)

事務局分室

(☎0172-62-1148)

## 町(内)会で活動してみませんか?

町(内)会に加入して、住みよいまちづくりに参加してみませんか。「どこの町(内)会に加入したらいいかわからない…」という場合は、お住まいの地域の町(内)会へご案内しますので、お気軽にお問合せください。

### 閩青森地区

市民協働推進課  
(☎017-734-5231)  
青森市町会連合会  
(☎017-734-2584)



### 浪岡地区

浪岡振興部地域づくり振興課  
青森市浪岡町内会連合会  
(☎0172-62-1147)



## 広告入り公用共通封筒の無償提供者を募集

閩会計課  
(☎017-734-5606)

広告を募集・掲載した封筒を作製し、市に無償提供していただける事業者を募集します。封筒は、各種文書の発送など公用共通封筒として使用します。封筒規格や応募方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください。

●募集期間 4月17日(月)～5月1日(月)

## 車いすリフト付車両運転ボランティア募集

随時募集しています。

閩月～金曜日 8:00～17:00までの間の数時間程度  
※活動可能な曜日・日付・時間帯を登録  
☑車いす車両の運転と車両への乗り降りの介助  
☑自動車二種免許取得者、または自動車一種免許取得者で福祉有償運送運転者講習修了者  
※講習未受講者はお問合せください  
☑閩青森市社会福祉協議会 (☎017-723-1340) へ